資料３

指定給水装置工事事業者制度に関する実態調査結果
（ダイジェスト版）

１．調査目的

平成８年の水道法改正に伴って発足した指定給水装置工事事業者制度が、平成 19 年４月に施行後 10 年目になり法律に基づく見直し時期を迎えることから、施行状況についての評価及び今後の改善策策定の参考とするため、各水道事業体に対し、制度施行状況についてアンケート調査を実施したものである。

２．調査方法

（１）調査期間は、平成 18 年１月 16 日～2 月 3 日

（２）アンケート送付水道事業体数は 1,404 団体で、約 80%に当たる 1,083 団体から回答が得られた。

３．調査結果の概要（調査結果の詳細は詳細版のとおり）

（１）指定給水装置工事事業者制度の有無

水道法第 16 条の 2 に規定されている指定給水装置工事事業者制度を実施している水道事業者は 99.3%に達し、ほぼすべての事業者で指定制度が施行されている。

（２）指定給水装置工事事業者数の推移

平成 9～16 年度末における指定給水装置工事事業者数の推移については図－１のとおりで、水道法改正前は 24,965 件であったして件数が、平成 16 年度末には 114,481 件となっている。また、指定制度の施行後 4 年で、給水区域外の指定事業者が給水区域内事業者を上回り、短期間で規制緩和の成果が現れたことになる。特に、平成 10 年度から平成 16 年度までの 6 年間で給水区域外指定事業者の数は 3 倍以上（20,275 件→67,661 件）となった。これらのことから、全国一律の指定要件を定め、新規事業者に対して門戸開放を行うという指定給水装置工事事業社制度の所期目的を十分達成していると評価される。

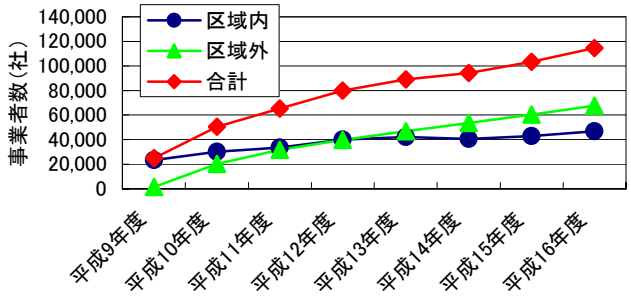

図－１　指定給水装置工事事業者数の推移

（３）給水装置工事に関する苦情

給水装置工事に関する需要者からの苦情については図－２のとおりで、水道事業者の

86.0%があまり変わらないとしている。苦情が増加した要因としては、給水区域外事業者のアフターサービスの低下、技術力不足による施工不良等となっている。一方、苦情が減少したとする要因としては、事業者数の増加により需要者への対応が早くなった、自由競争となり工事費に関する苦情が少なくなった等となっている。

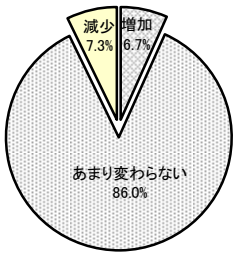

図－２　苦情件数の増減について

（４）違反工事件数

給水装置工事に関する違反工事件数は図－３のとおりで、水道事業者の 76.4%があまり変わらないとしている。違反工事件数が増加した要因としては、各水道事業体で仕様が異なることによる給水区域外事業者の違反、無届工事の増加等となっている。

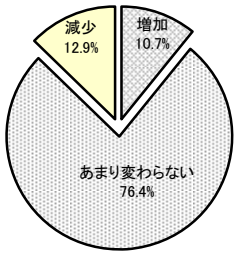

図－３　違反工事件数について

（５）指定取消し

「適正な給水装置工事の事業運営ができない」ことなどを理由として、平成 10 年以降これまでに、水道事業者による 698 件の給水装置工事事業者の指定取消しが行われており、適正な給水装置工事の実施を確保するためには、指定制度の下での一定の管理が必要であるといえる。

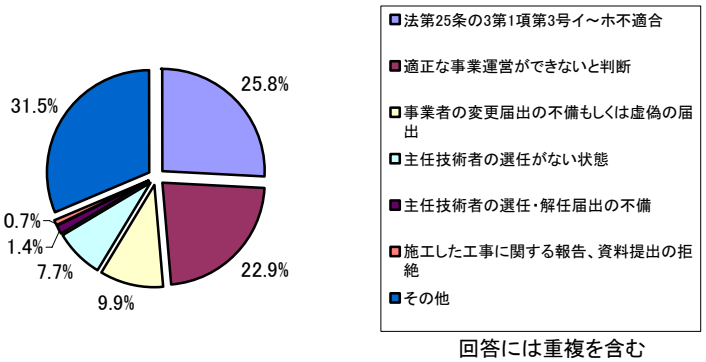

回答には重複を含む

（６）指定給水装置工事事業者制度の**成果と課題**

指定給水装置工事事業者制度のメリットとしては、指定要件が全国一律となり、新規参入が容易になった（64 事業)、業者選択の幅が増加した（52 事業)、給水装置工事費が安価になった（44 事業）等があげられる。また、指定給水装置工事事業者数が増加し、元請企業が自由に業者選択できるようになり、名義貸しが減少したという意見もあった。一方、デメリットは、指定事業者の増加により実態把握や事務連絡が困難（151 事業)、地域により施工方法等が異なるため、指導が困難（87 事業)、給水装置工事主任技術者の技術力の低下（77 事業)、給水区域外の指定事業者は工事後や緊急時の対応が遅い（52 事業）等があげられる。